

(2008年12月9日 於:国立国会図書館関西館)

障害者サービス担当職員向け講座 (2) 障害者サービスに係る法規

前田 章夫：日本図書館協会・障害者サービス委員会
〈大阪府立中央図書館〉

1

国連・障害者の権利に関する条約

- 障害のある人の基本的人権を促進・保護すること、固有の尊厳の尊重を促進することを 目的とする国際的原則
- 2006年12月 国連総会採択
2007年 5月3日 批准国が20カ国に達して条約発効
2007年9月28日 日本政府署名
200*年*月**日 国会批准？
- 法制度、社会制度など、あらゆる分野における障害者を阻害する要因の除去が求められている。
- 2008年11月3日 各国の障害者対策のモニタリングを行う「障害のある人の権利に関する委員会」の12名の専門家委員を選出(12人中9人は障害者)
→ 違反国に対して警告を行う

2

日本の「障害者」関係法

- 日本における「障害者」に対する施策の基本的理念は「障害者基本法」に示されている。

(1993(平成5)年制定:「心身障害者対策基本法」(1970)の全面改訂)

個々の障害に対する施策は個別の法律等に規定されている。

しかし、必ずしも統一がとれていない

- ◆ 身体障害者 → 「身体障害者福祉法」【1949(昭和24)年制定】

- ◆ 知的障害者 → 「知的障害者福祉法」【1960(昭和35)年制定】
(旧:精神薄弱者福祉法 1999年名称変更)

- ◆ 精神障害者 → 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」
(通称:精神保健福祉法)【1993(平成5)年制定】

- ◆ 発達障害者 → 「発達障害者支援法」【2004(平成16)年制定】

◇ 戦傷病者特別援護法 ◇ 老人福祉法 ◇ 児童福祉法

- ◎ 自立支援法: 障害種別にかかわりのない共通の給付等に関する事項について規定【2006(平成18)年4月1日施行】

3

障害者基本法①

- ◎ 障害のある人の自立と社会、経済、文化などあらゆる分野への参加を促進する為の法律として制定された。

<アメリカ障害者法の影響大>

- 目的: 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて障害者の福祉を促進する。(第1条)

- 障害者の定義: 障害者とは、身体障害、知的障害又は精神障害(以下「障害」と総称する。)があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。」(第2条)

- 「すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。

2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる。」(第3条:当初)

4

障害者基本法②

【平成16年6月改訂】

◎ 障害を理由とする差別禁止理念の明示

「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」(第3条3項追加)

◎ 国並びに地方公共団体の責務の明示(第4条修正)

◎ 「自立への努力」規定(旧第6条)の削除

(自立への努力)

第6条 障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するよう努めなければならない。

2 障害者の家庭にあっては、障害者の自立の促進に努めなければならない。

5

「身体障害者福祉法」

昭和24年法律第283号

第1条(目的)「この法律は、**身体障害者の自立と社会経済活動への参加**を促進するため、身体障害者を援助し、および必要に応じて保護し、もつて身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。」

■ 「身体障害者」とは、**別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。**(第4条)

■ 「視覚障害」「聴覚平衡機能障害」「音声言語そしゃく機能障害」「肢体不自由」「内部障害」

大きく分けてこの5つの障害を対象とする。(全部で11障害)

内部障害：内臓機能の障害：心臓、呼吸器、腎臓、膀胱・直腸、小腸の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の6つの障害が含まれる。

■ 「障害者手帳」の交付：大きな等級変更がない限り更新の必要はないが、本人にとって更新にメリットがあれば変更されている。
(18才以下でも交付可能。日常生活用具の給付を受ける際などに必要)

6

「知的障害者福祉法」

昭和35年法律第37号

「精神薄弱者福祉法」として制定されたが、1999年4月施行の精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律（平成10年法律第110号）により改称された。

法の目的：「知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もつて知的障害者の福祉を図ること」（第1条）

- 「知的障害者」の定義がない → 県により認定基準が異なる。
- 障害程度の判定区分も、自治体(県)により異なる。
- 手帳(「療育手帳」)の交付も都道府県に任されており名称も異なる
「愛の手帳」(東京)／「みどりの手帳」(埼玉) の交付
 - ・・・法律ではなく、厚生省局長通知をもとに各県知事に実施方法が任されているために名称も異なる。(手帳保持者：約91%)
- 身体障害を伴っている場合には「障害者手帳」も取得できる

7

「精神保健福祉法」

昭和25年法律第123号

当初の名称は「精神衛生法」、1988年7月に「精神保健法」、1995年7月に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（通称：精神保健福祉法）に改称

法の目的：「精神障害者の医療・保護、その社会復帰の促進・自立と社会経済活動への参加の促進のための必要な援助、その発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進により、精神障害者の福祉の増進・国民の精神保健の向上を図ること」（1条）。

- 平成5年の障害者基本法を受けて初めて障害者福祉法体系の中に位置づけられた。＜収容・隔離から自立・社会参加支援へ＞
- 「精神障害者保健福祉手帳」の交付(2年更新)
 - 写真の貼付がないため、証明書として認められない場合があった。
 - 平成18年10月以降写真が貼付されるようになった。
 - （手帳交付者数：約38万人／303万人）
 - ※ 手帳を取得すると税制面などでの優遇措置があるが、精神障害に対する偏見が強いため、手帳取得者が増えない。

8

「発達障害者支援法」

平成16年法律第167号

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害を持つ者の援助等について定めた法律。

- 発達障害とは、「**自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害**その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。」（第2条第1項）
- 厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調動作の障害を除く。）とする。
＜発達障害者支援法施行規則＞
- 「発達障害」自体が未だ研究途上の障害であり、確定された障害ではない。このため「発達障害者支援法」が対象とする範囲は「身体障害」「知的障害」「精神障害」と重複している部分がある。
- 発達障害のひとつである「**Dyslexia(ディスレクシア：読み書き障害、難読症)**」の場合、最近の研究では世界の人口の8%以上が該当するとされている。(欧米諸国では人口の20%という説もある。)

9

建築関係法規

平成6年法律第44号

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）

第一条（目的）

この法律は、高齢者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるもの、身体障害者その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者が円滑に利用できる建築物の建築の促進のための措置を講ずることにより建築物の質の向上を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。＜平成6年制定時のもの＞

本格的な高齢化社会の到来を迎えて高齢者、障害者の自立と積極的な社会参加を促すため、公共性のある建物を高齢者・障害者が円滑に、安全に利用出来るような整備の促進を目的として制定された。その後その主旨をより積極的に進めるべく平成15年4月1日に改正法が施行された。



*平成18年12月20日 バリアフリー新法施行に伴い廃止

10

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (通称・バリアフリー新法)

目的：高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、**高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする**（第1条）。

本格的な高齢化社会の到来を迎えて高齢者、障害者の自立と積極的な社会参加を促すため、公共性のある建物を高齢者・障害者が円滑に、安全に利用出来るような整備の促進をより積極的に進めるために、平成18年12月に**ハートビル法**（不特定多数利用の建物が対象）と**交通バリアフリー法**（駅や空港等の旅客施設が対象）が統合されバリアフリー新法として施行された。（新たに特定道路や特定公園のバリアフリー化規定が追加）

バリアフリー新法（つづき）

バリアフリー新法では、二つの基準が用意されている

1. **利用円滑化基準（バリアフリー化の為に最低レベル）**
 （特定建築物では努力義務、特別特定建築物では適合義務がある）
 - ・車椅子と人がすれ違える廊下
 - ・通路巾の確保（1.2m）
 - ・トイレの一部に車椅子用のトイレがひとつはある
 - ・目の不自由な人も利用しやすいエレベーターがある、・その他
 2. **利用円滑化誘導基準（バリアフリー化の好ましいレベル）**
 （適合義務はないが基準を満たすと一定のインセンティブがある基準）
 - ・車椅子同士がすれ違える廊下・通路巾の確保（1.8m）
 - ・車椅子用のトイレが必要な階にある
 - ・建物の面積に関わらず目の不自由な人も利用しやすいエレベーターがある
- 特定建築物（利用円滑化基準に適合努力義務） 多数の人が利用する建物
 ＜学校、病院、劇場・映画館、公衆浴場、図書館など＞
 - 特別特定建築物（利用円滑化基準に適合義務） 特定建築物でその規模が2000m²以上の建物
 ＜百貨店、盲学校、老人ホーム、体育館など＞
 - 地方公共団体が条例によって拡充強化出来る。東京都では建築物バリアフリー条例によって適合義務対象が拡大されている。

■ 著作権法第37条について

(点字による複製等) <昭和45年法制定時条文>

第三十七条 公表された著作物は、点字により複製することができる。

- 2 点字図書館その他の視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるものにおいては、専ら視覚障害者向けの貸出しの用に供するために、公表された著作物を録音することができる。

(点字による複製等) <平成18年12月改正条文>

第三十七条 公表された著作物は、点字により複製することができる。

- 2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあっては送信可能化を含む。)を行うことができる。
- 3 点字図書館その他の視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるものにおいては、公表された著作物について、専ら視覚障害者向けの貸出しの用若しくは自動公衆送信(送信可能化を含む)の用に供するために、録音し、又は専ら視覚障害者の用に供するために、その録音物を用いて自動公衆送信を行うことができる。
(下線部が改正条文:旧条文「…公表された著作物を録音することができる」)

13

■ 著作権法第37条第3項について

- 3 点字図書館その他の視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるものにおいては、公表された著作物について、専ら視覚障害者向けの貸出しの用若しくは自動公衆送信(送信可能化を含む)の用に供するために、録音し、又は専ら視覚障害者の用に供するために、その録音物を用いて自動公衆送信を行うことができる。

- | | |
|--------------|----------------------|
| ①視覚障害者福祉施設 | → 公共図書館や大学図書館等では不可 |
| ②公表された著作物 | → 未公表著作物は不可 |
| ③視覚障害者向けの貸出用 | → 他の障害者は不可、貸出以外の利用不可 |
| ④録音及び自動送信 | → 録音および自動送信以外の利用は不可 |

■ 日本文芸家協会加入の作家については、日本図書館協会との「公共図書館等における音訳資料作成の一括許諾に関する協定」により、2004年度から、公共図書館等では、許諾なく録音が可能となった。

※ 平成18年12月の改正で、点字図書館等の視覚障害者情報提供施設においては、著作物の録音だけでなく、自動公衆送信も可能となった。

(公共図書館等では依然として著作権者の許諾が必要)

14

■ 著作権法第37条の2について

平成12年追加

(聴覚障害者のための自動公衆送信)

第37条の2 聴覚障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者で政令で定めるものは、放送され、又は有線放送される著作物（放送される著作物が自動公衆送信される場合の当該著作物を含む。以下この条において同じ）について、専ら聴覚障害者の用に供するために、当該放送され、又は有線放送される著作物に係る音声を文字にしてする自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電機通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む）を行うことができる。

※ 放送著作物への字幕挿入を認める著作権制限規定



映像・放送著作物の著作権者は多岐にわたり、実質的に全ての権利者からの利用許諾を得るのは困難なため、聴覚障害者の要望により追加された。

■ しかし、「この政令で定めるもの」の要件が厳しく、一般のボランティアグループによる字幕挿入は許諾を得ないとできない。

字幕挿入された著作物は、聴覚障害者以外の健聴者への流用可能ということで、法改正も現状では困難とされている。

15

図書館における著作権問題をめぐる最近の動き

■ 著作権に関する図書館団体懇談会

メンバー：国公立大学図書館協力委員会・日本図書館協会・全国公共図書館協議会・専門図書館協議会・全国学校図書館協議会・（国立国会図書館）

■ 図書館における著作物の利用に関する当事者協議会 (2004.9～)

メンバー：日本書籍出版協会・日本複写権センター・日本文藝家協会・日本著作出版権管理システム・学術著作権協会・日本映像ソフト協会＋上記図書館関係団体

■ 文化審議会著作権分科会・法制問題小委員会

法制問題小委員会「中間まとめ」(2007.10) <第37条第3項について>

- (1) 複製の方法を録音に限定しないこと。→ 文字の拡大など
- (2) 対象者を視覚障害者に限定しないこと。→ 高齢者、知的障害者など
- (3) 対象施設を視聴覚障害者情報提供施設に限定しないこと。
→ 公共図書館、大学図書館、国立国会図書館など
- (4) 視覚障害者を含む読書に障害を持つ人の利用に供するため公表された著作物の公衆送信等を認めること。

16

法第37条の改正について

法制問題小委員会「中間まとめ」(2007.10) <第37条第3項について>

- (1) 複製の方法を録音に限定しないこと。→ 文字の拡大など
- (2) 対象者を視覚障害者に限定しないこと。→ 高齢者、知的障害者など
- (3) 対象施設を視聴覚障害者情報提供施設に限定しないこと。
→ 公共図書館、大学図書館、国立国会図書館など
- (4) 視覚障害者を含む読書に障害を持つ人の利用に供するため公表された著作物の公衆送信等を認めること。

次回の法改正時(2009.1頃)に、上記項目については改正される見込み
但し、聴覚障害者関係(ビデオへの字幕挿入など)は見送り。

2008年9月17日施行の法第33条の2(教科用拡大図書等の作成のための複製等)において、従来の「視覚障害者」が「視覚障害者、発達障害その他の障害」に対象が拡大された。

17

郵送サービス関係法規

- 平成19年10月1日付けで郵便事業の経営が「日本郵政公社」から「郵便事業株式会社」に移行された。それに伴い「日本郵政公社郵便約款」は「郵便事業株式会社郵便約款」に変更された。
- 点字郵便などの第四種郵便を含む通常郵便物については大きな変更はない。
- 第四種郵便物の「点字郵便物」「特定録音物等郵便物」は従来通り<無料>
<国際郵便についても無料>
- 但し、小包郵便物は制度上「郵便物」から「宅配便貨物」となったことにより「小包」という名称がなくなった。
- このため心身障害者への郵送サービスで利用している「心身障害者用冊子小包郵便物」が「心身障害者用ゆうメール」へと変更されるとともに、「点字小包郵便物」は「点字ゆうパック」へ、「聴覚障害者用小包郵便物」は「聴覚障害者用ゆうパック」へと変更された。
- 「内国郵便約款・料金表」も廃止され、「ゆうパック約款・運賃表」(点字と聴覚障害者用など)と「ポストケット約款・運賃表」(心身障害者用ゆうメールなど)に分離された。

18

郵送サービス関係法規(2)

●心身障害者用ゆうメール

日本郵便が指定する図書館と身体に重度の障害がある者または知的障害の程度が重い者との間で、図書を貸出し又は返却のために発送する際に低料金で利用できる。重量3kg以内。

外装には表面に「図書館ゆうメール」と明記しなければならない。

●聴覚障害者用ゆうパック（旧聴覚障害者用小包郵便物）

図書館や福祉団体など日本郵便が指定する施設と聴覚障害者との間で、ビデオテープを貸出し又は返却のために発送する際に低料金で利用できる。重量3kg以内。

外装には表面に「聴覚障害者用ゆうパック」または「聴覚障害者用小包」と明記し、内容物が容易に認定できるように包装しなければならない。

●点字ゆうパック（旧称：点字小包郵便物）

図書館や福祉団体など日本郵便が指定する施設と視覚障害者との間で、大型の点字図書等を貸出し又は返却のために発送する際に低料金で利用できる。

外装には表面に「点字ゆうパック」または「点字小包」と明記し、内容物が確認できるように封筒や袋の一部を切り欠くか、一部に透明な部分を設け内容品の大部分を透視できるようにしなければならない。

19

ご 静 聴

ありがとうございました



前 田 章 夫

20